

令和6年度ジビエ利活用推進事業（みやざきジビエフェア）
業務委託に係る企画提案競技実施要領

令和 6年 6月17日
宮崎県農政企画課
中山間農業振興室

1 委託業務の目的

捕獲された野生鳥獣の肉（ジビエ）を地域資源としてとらえ、利活用が進めば、狩猟者をはじめ鳥獣被害対策に関わる人々の所得の確保や中山間地域の活性化等に繋がることが期待されるが、県内店舗事業者がジビエを調理・加工すること等に対する理解や、一般消費者のジビエに対する認知度は依然として低く、普及拡大を図る上での課題となっている。

このため、ジビエ等の魅力を広く県民に知ってもらうための消費拡大フェア等を開催し認知度向上を図ることにより、ジビエ等の普及拡大を目指す。

2 委託料

3,333,330円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※この金額は、本業務の調達における提案価格の上限であり、契約時の予定価格を示すものではない。

※フェア開催等の実施経費のほか、情報収集にかかる費用、打合せ費用等すべての経費を含む。

※委託料の支払いは、委託業務完了後とする。

3 委託業務の内容

(1) みやざきジビエフェアの実施

ア 認知度向上イベントの開催

(ア) 実施日

令和6年9月中旬～令和7年2月中旬のうち2回以上

(イ) 委託内容

・県内におけるジビエに対する認知度向上のためのPRイベント開催

イ 食品衛生法に基づく県内の食肉処理業許可施設で処理された県内産ジビエ（シカ、イノシシ）を使用した各店舗等で、下記期間内に1ヶ月程度ジビエフェアを実施。

(ア) 実施日

令和6年11月中旬から令和7年2月中旬（3ヶ月間）

(イ) 委託内容

- ・フェアの企画・運営等
- ・フェア開催周知
- ・ジビエの常時取扱に向けたマッチング商談企画
- ・ポスター、のぼり旗の作成・配布
- ・PRパンフレットの作成・配布
- ・一般消費者に対するみやざきジビエに関するアンケートの実施
- ・ジビエ協賛店のPR効果確認
- ・参加協力店のうち新たなメニューを開発する店舗に、シカ肉について試作品用の肉1kgを提供

ウ 企画提案いただく内容

- ・認知度向上イベント（ジビエアスリート食等）及びみやざきジビエフェアの企画運営。

- ・ジビエフェア、認知度向上イベントの開催にあたり、多くの県民がジビエに興味を持ってもらうための工夫をすること。
- ・ジビエの栄養面や機能性に着目しアスリート食としての普及・PRを図るため、スポーツ関連施設等※においても、新たな店舗の参加を促すこと。
※ 県内ゴルフ場レストラン、スポーツ合宿施設、スポーツジムレストラン等
- ・ジビエを使ったペットフードのPRなど新たな需要開拓の取組を行うこと。
- ・フェア開催後には、参加協力店、消費者への事業効果を確認できる工夫をすること。

(2) 独自提案

(1)の項目に加え、その他にジビエ等の認知度向上・消費拡大につながる有効な独自の企画を提案すること。

なお、独自の提案事項の実施に要する費用についても、本業務の委託料に含むものとする。

4 委託期間

契約締結日から最長令和7年3月31日まで

5 参加資格

- (1) 令和6年4月1日現在で、宮崎県内に事業所又は事務所を有する法人又は団体であること。
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者でないこと又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (4) 法令違反等による処分が継続していないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者又は構成員に該当する者を含む者でないこと。
- (6) 県税に未納がないこと。

6 参加者の募集

募集案内を令和6年6月17日付けで、県庁ホームページに掲載して募集する。

7 資料等の配布場所及び配布期間

- (1) 場 所 農政水産部農政企画課 中山間農業振興室 農村保全・鳥獣対策担当
- (2) 期 間 令和6年6月17日（月）～8月19日（月）（閉庁日を除く。）
午前8時30分から午後5時15分まで
* 県庁ホームページからもダウンロードできます。

8 事前説明会の実施

- (1) 日 時：令和6年7月1日（月） 午後1時30分から
- (2) 場 所：県庁1号館5階 農政水産部第3会議室
- (3) 参加申込：事前説明会参加申込書（別紙1）に必要事項を記入の上、
「12 問合せ及び書類提出先」宛にFAX又は電子メールにより申込みを行うものとする。
- (4) 申込締切：令和6年6月24日（月）午後5時15分までに申し込むこと。
- (5) 留意事項：参加人数は各団体2名までとする。

9 企画提案競技について

(1) 企画書の提出

- ア 提出場所：農政水産部農政企画課 中山間農業振興室 農村保全・鳥獣対策担当
- イ 提出期限：令和6年8月20日（火）午後5時まで（必着）
- ウ 提出先：「12 問合せ及び書類提出先」宛
- エ 提出方法：持参又は郵送
- オ 提出部数：5部（正本1部、副本4部）
- カ 補足説明：書類審査のみのため、口頭での補足説明が必要な場合には、事前に日程調整のうえ持参し、説明を行う。

(2) 企画提案競技に係る質問

本企画提案競技について質問がある場合は、企画提案競技に関する質問票（別紙2）を令和6年7月19日（金）午後5時までに「12 問合せ及び書類提出先」宛に提出すること。

3(1)「みやざきジビエフェアの実施」の質問への回答は原則として、質問受付日から7日以内（土日・祝日は除く。）に事前説明出席団体全てに電子メールで送付するとともに、県庁ホームページへ掲載する。3(2)「独自提案」に関する質問への回答は原則として、質問者のみに回答する。

なお、電話による質問は受け付けない。

(3) 企画書の内容等

- ア 提案は、1者1案とする。
- イ 下記の内容を記載し、A4版1冊にまとめること。（やむを得ない箇所はA3折りたたみでも可）

（記載内容）

（ア） 企画提案競技参加者の概要

- ① 氏名又は名称
- ② 所在地
- ③ 代表者名
- ④ 担当者名
- ⑤ 担当者連絡先（電話、ファクシミリ、電子メール）
- ⑥ 類似業務の履行実績（直近2年以内）
- ⑦ 決算状況（直近2カ年の決算書）

（イ） 提案内容

- ① みやざきジビエフェアの実施
- ② 独自提案

（ウ） 業務実施体制等

- ① 人員配置等実施体制
- ② 業務スケジュール
- ③ 見積書

※ 見積書は、上記（イ）提案内容の①～②毎に積算すること。

ウ 誓約書（別紙3）の提出

事業受託にあたり、暴力団及び暴力団等と関与が無いことを誓約すること。

エ 納税証明書の提出

県税に未納がないことを確認するため、県の納税証明書を提出すること。

(4) 審査方法及び手順

ア 審査方法

審査は、書類審査による「企画提案競技方式」とし、提出された企画内容等について審査を行い、最も優れた提案1者を選定する。

(5) 審査の結果

審査の結果については、選定・不選定にかかわらず通知する。

(6) その他

ア 提出された企画提案書等は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。

イ 企画提案競技参加に要する経費は、参加者の負担とする。

ウ 選考に当たって、必要があれば企画書、見積書、決算書以外の資料の提示を求める場合がある。

エ 選定結果の異議申し立ては認めない。

10 契約の締結等

(1) 上記9の(4)により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として、委託契約に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約手続きを行う。

(2) 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがない時は、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。

(3) 契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）により、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

(4) 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 著作権

(1) 作成したポスター・PRパンフレット等の著作権は、県に帰属するものとする。

(2) 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

(3) 著作権法等の法律を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

12 問合せ及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県農政水産部農政企画課

中山間農業振興室 農村保全・鳥獣対策担当（松崎、永友）

電話：0985-26-7924

FAX：0985-26-7307

Eメール：chusankan-nogyo@pref.miyazaki.lg.jp